

証券コード 3221
平成30年6月8日

株 主 各 位

名古屋市東区徳川町502番地
株式会社ヨシックス
代表取締役 吉 岡 昌 成
社 長

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時45分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月26日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中区丸の内二丁目5番10号
アイリス愛知 2階 大会議室 |
| 3. 目的事項 | | 第33期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 報告事項 | | |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://yossix.co.jp/>）に記載させていただきます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策の効果もあり、雇用情勢や所得環境の改善が見受けられたものの、個人消費は今なお力強さに欠けた結果、全体的な伸びが鈍い状況となりました。また米国の貿易政策の混迷、利上げ観測に伴う新興国経済の減速、英国のEU離脱問題による欧州経済の失速懸念、更には東アジア地域における紛争懸念等、依然として先行き不透明感が払拭できない状況にありました。

外食業界におきましては、緩やかな回復基調を辿る一方、人材需給の逼迫に伴う人件費や採用コストの上昇や人材不足、更には消費者の節約志向による消費動向の鈍化傾向や業界内の顧客獲得競争が一段と激しくなっている等、経営環境は引続き厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社の主力業態は「や台や」業態、「や台ずし」業態、「ニパチ」業態及び「これや」業態であり、地域特性を考慮した上で新規出店の業態を決定してまいりました。関東・中部・関西地域においては、特に「や台ずし」業態が好調であり、当業態を中心に新規出店に努め、また山陽・九州地域においては、「ニパチ」業態のニーズもあることから、「や台ずし」業態だけではなく当業態の新規出店にも努めてまいりました。

「や台ずし」業態は新鮮な魚介類を用いた本格職人にぎりのすしを低価格で食すことができ、且つ居酒屋メニューも合わせて食すことができるという“寿司屋が居酒屋メニューを提供する”業態であります。良い商材を使い、春夏秋冬の季節に合わせてメニュー改定することで、お客様の来店動機に繋がったことから客数も堅調に推移致しました。

「ニパチ」業態は均一低価格でコストパフォーマンスの高い料理を提供する居酒屋業態であります。当業態へのニーズは常に一定程度存在するものであり、特に景気回復の遅れが散見される地方都市においては、より低価格の業態のニーズが高く売上高も堅調に推移しました。

「や台や」業態はお好み焼き・鉄板焼き居酒屋であります。当業態は店舗数こそ多くはありませんが、お値打ち感の高い商品の提供を徹底することで既存店強化に努めたことから客数・客単価ともに安定して推移致しました。

「これや」業態は大阪の味を再現した串カツ居酒屋であります。当業態は1本100円（税抜）から提供しており、また鉄板料理・居酒屋メニューを充実させることで、串カツ業態の需要開拓に努めてまいりました。

当社は業態を問わず、接客が非常に重要であるとの認識から、全ての業態において、や台やグループの基本理念である「元気を持って帰ってもらう店なんやで」を実現することに努めてまいりました。「あたりまえやを当り前に」という社是のもと「元気な声出し、清潔感、笑顔の接客」を着実に実行できるように、徹底して従業員（パート・アルバイト含む）の教育に努め、上質な接客サービスの向上を目指して取り組んでまいりました。

また、新業態の開発に積極的に取り組んでまいりました。顧客ニーズの多様化が進む中、次なる収益の柱を生み出すべく、継続的な成長に繋げるための取り組みを実践してまいりました。当期は、以前に出店しておりました焼き鳥居酒屋「や台どり」をリニューアルし新業態として研究開発してまいりました。出店地域・価格・メニュー等試行錯誤を重ね、データ収集に努めてまいりました。当社は常に新たな収益の柱を確立するために、今後も顧客ニーズにしっかりアンテナを張り巡らせ、情報の収集に取り組んでいきたいと考えております。

既存業態の新規出店や新業態開発等を進める一方で、利益率の低い店舗を中心に戦略的に撤退や売却を進め、全社的な利益率の改善や人材の効率的な配置転換等を実施することで高利益率の維持に努めてまいりました。

また建築店舗・設計デザイン事業部（以下、「建築事業部」という。）は、当事業部の存在を強みとして最大限活用し、店舗展開する際のイニシャルコストの徹底的な抑制、投資回収の早期実現等の達成に大きく寄与しました。

以上の結果、店舗数につきましては、新規出店54店舗、退店4店舗、業態転換2店舗を実施し、当事業年度末現在の店舗数は284店舗（フランチャイズ含む）となりました。

また、当事業年度の売上高は15,683百万円（前事業年度比23.3%増）、営業利益は1,646百万円（同43.6%増）、経常利益は1,958百万円（同41.0%増）となり、当期純利益は1,221百万円（同40.3%増）となりました。

事業の種類別セグメントごとの業績の概況は、次のとおりであります。

事業区分	売 上 高	構 成 比	前期比増減率
関東第一事業部	876,877 千円	5.6 %	92.1 %
関東第二事業部	3,205,941 千円	20.4 %	15.6 %
関東静岡事業部	832,484 千円	5.3 %	16.9 %
中部事業部	2,704,850 千円	17.2 %	12.2 %
関西第一事業部	3,117,809 千円	19.9 %	30.8 %
関西第二事業部	966,698 千円	6.2 %	58.3 %
山陽事業部	1,179,381 千円	7.5 %	27.1 %
九州事業部	2,748,370 千円	17.5 %	15.1 %
飲食事業小計	15,632,414 千円	99.7 %	23.5 %
建築事業部	50,799 千円	0.3 %	△3.0 %
合計	15,683,214 千円	100.0 %	23.3 %

(注) 上記の金額には消費税は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施致しました設備投資の総額は715,149千円で、その主なものは新規出店、業態転換等によるものであります。

	担当部課		出店店舗数	合計
新規 出店	関東事業本部	関東第一事業部	や台ずし 9 店舗 これや 1 店舗	10店舗
		関東第二事業部	や台ずし 6 店舗 これや 1 店舗	7 店舗
		関東静岡事業部	や台ずし 2 店舗	2 店舗
	中部事業部		や台ずし 6 店舗 ニパチ 1 店舗	7 店舗
	関西事業本部	関西第一事業部	や台ずし 6 店舗 これや 1 店舗 や台どり 1 店舗	8 店舗
		関西第二事業部	や台ずし 7 店舗	7 店舗
	山陽事業部		や台ずし 2 店舗 ニパチ 4 店舗	6 店舗
	九州事業部		や台ずし 2 店舗 ニパチ 2 店舗 これや 3 店舗	7 店舗
	合計		や台ずし40店舗 ニパチ 7 店舗 これや 6 店舗 や台どり 1 店舗	54店舗
業態 転換	山陽事業部		ニパチ 1 店舗	1 店舗
	九州事業部		これや 1 店舗	1 店舗
合計			ニパチ 1 店舗 これや 1 店舗	2 店舗

(注) 1. 平成30年3月31日現在の状況を記載しております。

2. 開業日が来期でも、既に設備投資を開始した物件について記載しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年度 第 30 期	平成27年度 第 31 期	平成28年度 第 32 期	平成29年度 (当期)第33期
売 上 高	9,001,880 千円	10,975,267 千円	12,714,516 千円	15,683,214 千円
営 業 利 益	743,748 千円	1,083,701 千円	1,146,274 千円	1,646,061 千円
経 常 利 益	939,641 千円	1,270,153 千円	1,389,045 千円	1,958,144 千円
当 期 純 利 益	517,253 千円	712,100 千円	870,791 千円	1,221,690 千円
1 株当たり当期純利益	55.89 円	69.81 円	84.83 円	118.74 円
総 資 産	5,042,130 千円	5,795,144 千円	6,789,387 千円	9,190,719 千円
純 資 産	2,893,941 千円	3,549,051 千円	4,326,365 千円	5,440,251 千円
1 株 当 た り 純 資 産	285.39 円	346.29 円	420.95 円	527.97 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 当社は、平成26年5月13日付で普通株式1株につき普通株式2.5株の割合で株式分割、平成27年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割、及び平成28年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割をしております。平成26年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(3) 対処すべき課題

外食産業の市場規模の縮小傾向は今後も続いていく中、経済情勢や消費動向、または競合他社の状況等の経営環境を勘案しつつ、当社は「元気を持って帰ってもらう店なんやで」という基本理念のもと、「あたりまえやを当り前に」の社是を掲げ、以下の課題に適切に対処してまいります。

① 人材採用・育成

当社は店舗作りの戦略として、地域や立地における特性や顧客ニーズに柔軟に対応するため、それぞれの地域で採用した従業員を全面に立て店舗運営を行っております。それが“元気を持って帰ってもらう店”を生み出す源泉であり、「人材」は当社における最も重要な経営資源として位置付けております。当社において提供するサービスの水準は各店舗の人材に影響を受けますので、優秀な人材の確保、育成の徹底を最重要課題として取り組んでまいります。

また将来を担う幹部候補生として若い人材を確保するために、新卒採用にも注力しております。当社の理念を理解し、将来において当社を牽引していく人材に育つよう、教育に力をいれてまいります。

② 新規出店計画の徹底

新規出店の物件確保については、各地域における有力不動産業者等からの外部情報のみならず、取引先金融機関、取引先酒販店等からも幅広い情報収集に努めております。しかし当社のニーズに合致した条件の物件が必ずしも確保されとは限らないため、新規出店計画を実行できなくなる可能性もあり、予算に影響を及ぼす懸念も考えられます。新規出店計画を着実に実行に移せるよう、継続的に新規物件に関する情報収集を徹底し、物件情報の収集体制を強化することを課題として取り組んでまいります。

③ 新規出店地域の開拓

当社の出店している既存地域においてもまだまだ未開拓のエリアがあり、出店をしていく余地は充分にあると考えております。当社は太平洋ベルト地帯を中心に展開しておりますが、特に経済規模の大きい関東地域への出店を拡大すべく、茨城県・群馬県・栃木県等の関東北部も出店候補地として見込んでおります。今後はこういった未開拓の地域に出店し、新たな事業部の基盤をつくることが重要であると考えておりますので、情報の収集、出店体制の強化を課題として取り組んでまいります。

④ 新業態の開発

今後も当社の継続的な成長を見込むには、新たな収益の柱となるべく新業態を開発し成長させることが非常に重要であると考えております。新たに備長炭火焼鳥居酒屋「や台どり」を開発しましたが、顧客ニーズが多種多様化する中、顧客が外食に対して要求しているものは何かということを常に探求し、情報収集の徹底を図ることで、新業態の開発に注力してまいります。

⑤ 本部機能の強化

新規出店による店舗の増加及び業態の多様化が進み、企業規模が拡大する中、本部機能の強化・充実を図ることが継続的な成長には必要であると認識しております。今後も営業部門及び管理部門における本部機能の強化を図り、収益力の向上、業務の効率化等を徹底追求することで、組織の強化を課題として取り組んでまいります。

⑥ コンプライアンス経営の推進・徹底

店舗数の拡大に伴い、それぞれの事象に応じたリスク管理やコンプライアンスの遵守体制が重要になります。社会貢献に資する企業の一員として、企業としての信頼性を高めるために、内部統制システムの構築・運用・強化に努め、役職員への法令遵守体制の周知徹底に取り組んでまいります。

⑦ 食の安心安全の徹底追求

店舗数の拡大に伴い、食に対する安心や安全性に関するリスクは高まる傾向にあります。しかし飲食業を生業とする当社において、「安全」を確保し、「安心」して飲食して頂くことは、当社の基本的かつ最大の責務であると考えております。そのため食材の品質管理はもとより、店舗における調理場自体の清潔感及び衛生管理を徹底することで、お客様に安心して飲食して頂くことに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（平成30年 3月31日現在）

事業	主要事業
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食サービスの提供を行っております。
建装事業	飲食店建築を中心とした内装工事を行っております。

(5) 主要な事業所及び営業店舗（平成30年 3月31日現在）

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市中区徳川町502番地
関東事業本部	東京都千代田区鍛冶町1丁目5番2号 鍛冶町ビル2階
中部事業部	愛知県名古屋市中区徳川町502番地
関西事業本部	大阪府大阪市天王寺区玉造元町4番5号
山陽事業部	広島県広島市中区胡町4丁目28番地 胡町ビル7階
九州事業部	福岡県福岡市中央区今川1丁目4番1号
建築店舗・設計 デザイン事業部	愛知県名古屋市中区徳川町502番地
や台や業態 9店舗	愛知県3店舗 東京都3店舗 神奈川県2店舗 大阪府1店舗
や台ずし業態 177店舗	愛知県17店舗 東京都35店舗 神奈川県13店舗 埼玉県10店舗 千葉県6店舗 静岡県9店舗 岐阜県4店舗 三重県7店舗 滋賀県5店舗 京都府3店舗 奈良県5店舗 大阪府19店舗 兵庫県4店舗 岡山県4店舗 広島県11店舗 香川県4店舗 愛媛県1店舗 高知県2店舗 徳島県1店舗 山口県2店舗 福岡県14店舗 熊本県1店舗
ニパチ業態 72店舗	愛知県12店舗 岐阜県2店舗 三重県1店舗 静岡県3店舗 大阪府7店舗 奈良県1店舗 兵庫県3店舗 広島県7店舗 愛媛県1店舗 山口県7店舗 福岡県18店舗 熊本県2店舗 長崎県5店舗 大分県1店舗 佐賀県1店舗 鹿児島県1店舗
せんと業態1店舗	大阪府1店舗
や台どり業態1店舗	大阪府1店舗
これや業態 20店舗	東京都1店舗 神奈川県1店舗 愛知県6店舗 滋賀県1店舗 京都府2店舗 大阪府2店舗 兵庫県1店舗 愛媛県1店舗 福岡県4店舗 長崎県1店舗
その他4店舗	愛知県2店舗 岐阜県1店舗 東京都1店舗

(注) 1. 営業店舗の所在地は直営店舗のみを記載しております。
2. その他にはフランチャイズ店の店舗数を記載しております。

(6) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
686名（966）名	104名（150名）	39.2歳	2.7年

（注）1 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（ ）内に、年間平均雇用人員（1日8時間、1ヶ月22日間で換算）を記載しております。

2 当事業年度の使用人数の増加理由は、主として事業拡大に伴う採用によるものです。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
㈱三菱東京UFJ銀行	97,119 千円
㈱三井住友銀行	64,993 千円
㈱名古屋銀行	15,847 千円
㈱中京銀行	13,304 千円
㈱愛知銀行	7,517 千円

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 28,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,304,200株（自己株式261株を含む） |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 当事業年度末の株主数 | 5,668名 |
| (5) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 吉 岡	3,456,500 株	33.5 %
吉 岡 昌 成	2,123,500 株	20.6 %
吉 岡 光 代	460,700 株	4.5 %
吉 岡 裕 太 郎	400,000 株	3.9 %
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	368,000 株	3.6 %
サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社	368,000 株	3.6 %
丸 本 桂 三	280,200 株	2.7 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	268,000 株	2.6 %
瀬 川 雅 人	200,000 株	1.9 %
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	130,111 株	1.3 %

（注） 持株比率は自己株式261株を控除して算定しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	吉岡昌成	
代表取締役副社長	瀬川雅人	や台やグループ統括事業本部本部長
常務取締役	吉岡裕太郎	関東事業本部本部長
取締役	渡邊竜二	中部事業部部長
取締役	大崎篤彦	管理本部本部長 兼 経営企画室室長
取締役	植村亮仁	社外取締役 植村亮仁公認会計士事務所所長 税理士法人植村会計所所長
取締役	佐藤二三夫	社外取締役
監査役	佐藤祥一	常勤監査役
監査役	長谷川一裕	名古屋北法律事務所所長
監査役	戸谷隆夫	戸谷隆夫税理士事務所所長

- (注) 1. 植村亮仁氏及び佐藤二三夫氏は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
2. 佐藤祥一氏、長谷川一裕氏及び戸谷隆夫氏は、会社法第2条第16号の社外監査役であります。
3. 当社は、取締役植村亮仁氏、取締役佐藤二三夫氏及び監査役佐藤祥一氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役長谷川一裕氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役戸谷隆夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	165,411千円 (2,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,740千円 (7,740千円)
合 計	10名	173,151千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第29回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第22回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議頂いております。
4. 取締役の報酬等の額につきましては、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
5. 監査役はすべて社外監査役であります。
6. 当社と社外取締役及び社外監査役の間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役の植村亮仁氏は植村亮仁公認会計士事務所所長及び税理士法人植村会計所所長を兼職しておりますが、当社と特別の関係はありません。

監査役の長谷川一裕氏は名古屋北法律事務所所長を兼職しておりますが、当社と特別の関係はありません。

監査役の戸谷隆夫氏は戸谷隆夫税理士事務所所長を兼職しておりますが、当社と特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	植 村 亮 仁	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席しました。 議案審議につき、公認会計士として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言を行っております。
取 締 役	佐 藤 二 三 夫	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回に出席しました。 議案審議につき、他社の監査役として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言を行っております。
監 査 役	佐 藤 祥 一	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。 他社の監査役としての経験と幅広い見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
監 査 役	長 谷 川 一 裕	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。 弁護士として培われた豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
監 査 役	戸 谷 隆 夫	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。 税理士として培われた豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

17,000千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭、その他の財産上の利益の合計額

17,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には監査役全員の同意に基づき監査役会が解任致します。その他、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合は、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任契約を締結することができる旨の規定を定款第42条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する決議を一部改定をいたしました。その内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。
- ロ. コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、取締役を内部統制統括責任者に選任し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。内部統制統括責任者は、情報管理・リスク対策を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、会社の内部統制体制の有効性の確保を図っていく。
- ハ. コンプライアンス体制の強化を目的として、内部通報制度を導入する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。
- ロ. 内部統制統括責任者はその方針に沿って、主管部署を指示しコンプライアンス管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。

③ 当社における業務の適正を確保するための体制

- イ. 業務の執行が法令および定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織規程や業務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。
- ロ. 業務執行部門から独立した取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。
- ハ. 内部統制統括責任者のもと、関連部署が主管となり財務報告の正確性・信頼性の確保とその推進を目的とする内部統制規程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報および文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限規定に基づき業務を執行する。

⑥ 監査役監査の実効性確保体制

イ. 監査役は、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くことを、取締役社長に求めることができる。また、その場合の使用人は専任者とし、監査役以外の指揮命令を受けないものとする。

ロ. 監査役は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、必要に応じて社内の会議に出席を求めることができるものとする。

ハ. 監査役は、代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。

ニ. 取締役および使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告する。

ホ. 取締役および使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

ヘ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、法令に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払う。

⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は制定された「企業行動規範」により、反社会的勢力との関係を遮断する事を宣言し、お取引先の調査を実施、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会を定例・臨時を含め20回開催しました。取締役の職務執行の適法性を確保し、また取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役2名が開催された取締役会に出席し意見を述べました。

② 監査役会を定例・臨時を含め14回開催しました。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長、他の取締役、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図ってまいりました。

③ コンプライアンス委員会を1回開催しました。法令・社内規程等の遵守状況を確認するとともに、役員及び管理職にコンプライアンスに対する意識の向上や牽制機能の強化を図りました。また当社では内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めました。

④ 内部監査室は、内部監査計画を立案し、当社の各部門及び店舗について法令・定款・各種規程に基づいて、適法性、適正性及び効率性を鑑み、内部監査を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。現在当社は成長途上と考えており、新規出店、人材採用、人材育成、管理体制強化など、業容拡大及び競争力を高めるために充当する内部留保を確保しつつ、業績及び財務状況等を勘案して継続的な配当の実施に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,138,074	流 動 負 債	3,018,867
現 金 及 び 預 金	5,605,442	支 払 手 形	1,144
売 掛 金	149,991	買 掛 金	965,059
完 成 工 事 未 収 入 金	1,108	工 事 未 払 金	403
未 成 工 事 支 出 金	125	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	92,553
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	136,999	未 払 金	733,953
前 払 費 用	106,248	未 払 費 用	91,320
繰 延 税 金 資 産	50,735	未 払 法 人 税 等	504,551
未 収 入 金	86,844	未 払 消 費 税 等	188,522
そ の 他	578	預 り 金	111,191
固 定 資 産	3,052,644	前 受 収 益	126,258
有 形 固 定 資 産	2,330,264	設 備 関 係 支 払 手 形	78,516
建 築 物	1,797,024	設 備 関 係 未 払 金	124,236
構 築 物	48,381	そ の 他	1,155
車 両 運 搬 具	5,757	固 定 負 債	731,600
工 具、器 具 及 び 備 品	283,247	長 期 借 入 金	106,227
土 地	185,393	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	351,837
建 設 仮 勘 定	10,459	長 期 前 受 収 益	271,224
無 形 固 定 資 産	6,034	そ の 他	2,312
ソ フ ト ウ ェ ア	2,319	負 債 合 計	3,750,468
そ の 他	3,714	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	716,345	株 主 資 本	5,438,592
投 資 有 価 証 券	2,979	資 本 金	334,279
出 資 金	45	資 本 剰 余 金	362,384
長 期 貸 付 金	187	資 本 準 備 金	362,384
長 期 前 払 費 用	27,840	利 益 剰 余 金	4,742,445
繰 延 税 金 資 産	183,611	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,742,445
差 入 保 証 金	453,811	繰 越 利 益 剰 余 金	4,742,445
そ の 他	48,005	自 己 株 式	△515
貸 倒 引 当 金	△135	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,658
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,658
資 産 合 計	9,190,719	純 資 産 合 計	5,440,251
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,190,719

損 益 計 算 書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	15,683,214
売 上 原 価	5,048,211
売 上 総 利 益	10,635,003
販売費及び一般管理費	8,988,941
営 業 利 益	1,646,061
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	797
協 賛 金 収 入	301,666
そ の 他	10,384
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	220
そ の 他	545
経 常 利 益	1,958,144
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,999
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	847
減 損 損 失	57,446
税 引 前 当 期 純 利 益	1,901,850
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	713,715
法 人 税 等 調 整 額	△33,555
当 期 純 利 益	1,221,690

株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	331,752	359,857	359,857	3,633,854	3,633,854	△289	4,325,174
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
新株の発行(新株予約権の行使)	2,527	2,527	2,527				5,054
剰 余 金 の 配 当				△113,099	△113,099		△113,099
当 期 純 利 益				1,221,690	1,221,690		1,221,690
自 己 株 式 の 取 得						△226	△226
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	2,527	2,527	2,527	1,108,591	1,108,591	△226	1,113,418
当 期 末 残 高	334,279	362,384	362,384	4,742,445	4,742,445	△515	5,438,592

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,191	1,191	4,326,365
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
新株の発行(新株予約権の行使)			5,054
剰 余 金 の 配 当			△113,099
当 期 純 利 益			1,221,690
自 己 株 式 の 取 得			△226
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	466	466	466
事業年度中の変動額合計	466	466	1,113,885
当 期 末 残 高	1,658	1,658	5,440,251

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時 価 の あ る も の……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 原 材 料 及 び 貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ② 未 成 工 事 支 出 金……………個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……………定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	4年～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無 形 固 定 資 産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長 期 前 払 費 用……………定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金……………役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消 費 税 等 の 会 計 処 理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	2,146,519千円
----------------	-------------

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	10,277,600株	26,600株	—	10,304,200株

2. 当事業年度末の自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	161株	100株	—	261株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	51,387	5.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日
平成29年11月7日 臨時取締役会	普通株式	61,712	6.00	平成29年9月30日	平成29年11月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	103,039	10.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式数

平成25年7月31日開催の臨時株主総会の決議によるストック・オプション
普通株式 43,800株

減損会計に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

事業部	用途	種類	店舗数
関東第一事業部	店舗設備	建物等	1 店舗
関東第二事業部	店舗設備	建物等	2 店舗
関西第一事業部	店舗設備	建物等	1 店舗
九州事業部	店舗設備	建物等	4 店舗

(減損損失の認識に至った経緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗のうち、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

減損損失を認識するに至った店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、資産グループ毎の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却が困難であるため零として評価しております。

(減損損失の金額)

建	物	44,697千円
構 築	物	1,865千円
工具、器具及び備品		10,867千円
そ の 他		15千円
合	計	57,446千円

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗を運営するための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また差入保証金は、賃借物件において預託しているため取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金、未払法人税等、設備関係支払手形及び設備関係未払金は、1年以内の支払期日であります。また借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権、長期貸付金について、経理財務課及び総務課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,605,442	5,605,442	—
(2) 売掛金	149,991	149,991	—
(3) 未収入金	86,844	86,844	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	2,979	2,979	—
資産計	5,845,257	5,845,257	—
(1) 支払手形	1,144	1,144	—
(2) 買掛金	965,059	965,059	—
(3) 未払金	733,953	733,953	—
(4) 未払法人税等	504,551	504,551	—
(5) 設備関係支払手形	78,516	78,516	—
(6) 設備関係未払金	124,236	124,236	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定含む）	198,780	198,780	—
負債計	2,606,242	2,606,242	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに (3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 設備関係支払手形並びに (6) 設備関係未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金は変動金利によっており、短期間で市場金利を反映していること、また、当社の信用状態は借入実行後から大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	金額
差入保証金	453,811

差入保証金については、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,605,442	—	—	—
売掛金	149,991	—	—	—
未収入金	86,844	—	—	—
合計	5,842,278	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	92,553	55,814	45,000	5,413	—	—
合計	92,553	55,814	45,000	5,413	—	—

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	25,649千円
未払費用	25,086千円
一括償却資産	18,605千円
減損損失	58,262千円
役員退職慰労引当金	106,254千円
その他	1,205千円
繰延税金資産 合計	235,064千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△717千円
繰延税金負債 合計	△717千円
繰延税金資産の純額	234,346千円

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	527円97銭
1 株当たり当期純利益金額	118円74銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	118円11銭

(注) 1. 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	1, 221, 690
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1, 221, 690
普通株式の期中平均株式数(株)	10, 288, 513
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	54, 451
(うち新株予約権)(株)	(54, 451)

2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

普通株式に係る期末の純資産額(千円)	5, 440, 251
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10, 303, 939

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月18日

株式会社ヨシックス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 豊 田 裕 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 崎 勝 夫 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨシックスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社ヨシックスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務執行および計算書類等に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 当監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役の監査の方法およびその内容

① 各監査役は監査役会が定めた監査の方針、および監査実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等および他の監査役と意思の疎通を図り、情報の収集および監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

② 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について、取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人である「有限責任 あずさ監査法人」からその監査の実施状況および結果について報告を受けました。

また、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）および「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または、法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システム（会社法第348条第3項第4号ならびに会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制）に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および運用についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

① 計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況を適正に表示しているものと認めます。

② 会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

株式会社ヨシックス 監査役会

常勤監査役(社外) 佐藤 祥 一 印

監査役 (社外) 長谷川 一 裕 印

監査役 (社外) 戸谷 隆 夫 印

以 上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えております。引続き、成長投資に充当するための内部留保は重視してまいります。株主の皆様への利益還元の重要性に鑑み、今後の成長投資等を勘案した上で、当期の期末配当は以下のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円00銭 総額103,039,390円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会および取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第13条（招集権者および議長）および第22条（取締役会の招集権者および議長）について、所要の変更をお願いするものであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 （招集権者および議長） 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。<u>代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。<u>代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>	第3章 株主総会 （招集権者および議長） 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。<u>代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。<u>代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役が複数の場合または代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第3号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は下記のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	よし おか まさ なり 吉 岡 昌 成 (昭和29年7月18日生)	昭和55年11月 ヨシオカ建装創業 昭和58年9月 有限会社ヨシオカ建装設立 代表取締役に就任 昭和60年4月 株式会社テングロンキッド設立 (現株式会社ヨシックス) 代表取締役に就任 昭和61年2月 有限会社ヨシオカ建装を改組 株式会社ヨシオカ建装設立 代表取締役に就任 平成13年4月 飯蔵株式会社を吸収合併 存続会社である株式会社ヨシックスの 代表取締役社長に就任 平成19年3月 株式会社ヨシオカ建装を吸収合併 存続会社である株式会社ヨシックスの 代表取締役社長に就任（現任）	2,123,500 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
2	せ がわ まさ ひと 瀬 川 雅 人 (昭和37年 1 月 1 日生)	平成10年11月 当社入社 平成12年 4 月 当社や台や事業部部長 平成13年 4 月 当社常務取締役 や台や・や台どり事業本部本部長に 就任 平成14年 9 月 当社常務取締役 や台やグループ総事業本部本部長に 就任 平成17年 4 月 当社専務取締役 や台やグループ統括事業本部本部長に 就任 平成28年11月 当社取締役副社長 や台やグループ統括事業本部本部長に 就任 平成29年 4 月 当社代表取締役副社長 や台やグループ統括事業本部本部長に 就任（現任）	200,000 株
3	よし おか ゆう た ろう 吉 岡 裕太郎 (昭和63年 7 月 12日生)	平成25年 4 月 当社入社 当社総務課課長 平成26年 1 月 当社執行役員 管理本部本部長兼建装事業部部長に 就任 平成26年 6 月 当社常務取締役 管理本部本部長兼建装事業部部長に 就任 平成27年10月 当社常務取締役 建築店舗・設計デザイン事業部部長に 就任 平成28年11月 当社常務取締役 東関東事業本部本部長に就任 平成29年10月 当社常務取締役 関東事業本部本部長に就任（現任）	400,000 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
4	わた なべ りゅう じ 渡 邊 竜 二 (昭和48年 2 月 7 日生)	平成13年 3 月 当社入社 平成18年10月 当社取締役 関東事業部部長に就任 平成27年 4 月 当社取締役 東日本事業本部本部長 兼関東第一事業部部長に就任 平成28年11月 当社取締役 西関東事業本部本部長に就任 平成29年10月 当社取締役 中部事業部部長に就任（現任）	30,000株
5	おお さき あつ ひこ 大 崎 篤 彦 (昭和48年 8 月 20 日生)	平成20年 9 月 当社入社 平成20年 9 月 当社経営企画室室長に就任 平成24年 2 月 当社管理部部長 平成24年 6 月 当社取締役 管理部部長に就任 平成26年 1 月 当社取締役 経営企画室室長に就任 平成27年10月 当社取締役 管理本部本部長 兼経営企画室室長に就任（現任）	9,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
6	う え む ら り ょ う じ 植 村 亮 仁 (昭和55年 3 月31日生)	平成19年12月 あずさ監査法人 名古屋事務所入所 (現 有限責任 あずさ監査法人) 平成25年 6 月 有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務 所退所 平成25年 7 月 植村亮仁公認会計士事務所 設立 所長 就任 (現任) 平成25年 8 月 税理士法人 植村会計 設立 所長 就任 (現任) 平成27年 6 月 当社社外取締役役に就任 (現任)	一株
7	ほ り ゆ う じ 堀 雄 治 (昭和29年 8 月28日生)	昭和48年 4 月 国分株式会社に入社 (現 国分西日本株式会社) 平成28年 3 月 国分西日本株式会社を退社	一株

- (注) 1. 堀雄治氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 植村亮仁氏及び堀雄治氏は、社外取締役候補であります。
4. 植村亮仁氏を社外取締役候補とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、植村亮仁氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 堀雄治氏を社外取締役候補とした理由は、卸売業に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 植村亮仁氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として両取引所に届け出ております。
7. 当社と植村亮仁氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社と堀雄治氏は、同氏の選任が承認された場合、会社法第425条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては会社法第2条第16号に定める社外監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は下記のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	さ とう しょう いち 佐 藤 祥 一 (昭和21年8月11日生)	昭和40年4月 萩原電気株式会社に入社 平成19年6月 萩原電気株式会社 監査役に就任 平成23年6月 萩原電気株式会社 監査役を退任 平成24年2月 当社常勤監査役に就任（現任）	3,000株
2	は せ がわ かず ひろ 長谷川 一 裕 (昭和33年3月13日生)	昭和57年10月 司法試験合格 昭和60年4月 名古屋弁護士会に弁護士登録 平成13年4月 名古屋北法律事務所を開設 所長 就任 平成20年6月 当社監査役に就任（現任）	一株
3	と たに たか お 戸 谷 隆 夫 (昭和25年3月15日生)	平成6年2月 岡田会計事務所を退所 平成6年2月 戸谷税理士事務所を開設 所長 就任 平成24年2月 当社監査役に就任（現任） 平成30年2月 税理士法人リベルテを開設 社員 就任	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 佐藤祥一氏を社外監査役候補とした理由は、他社の監査役として培った専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。また、佐藤祥一氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって5年4ヶ月となります。
3. 佐藤祥一氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として両取引所に届け出ております。
4. 長谷川一裕氏を社外監査役候補とした理由は、弁護士としての専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。また、長谷川一裕氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって10年となります。
5. 戸谷隆夫氏を社外監査役候補とした理由は、税理士としての専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。また、戸谷隆夫氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって5年4ヶ月となります。
6. 当社と佐藤祥一氏、長谷川一裕氏及び戸谷隆夫氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選

任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

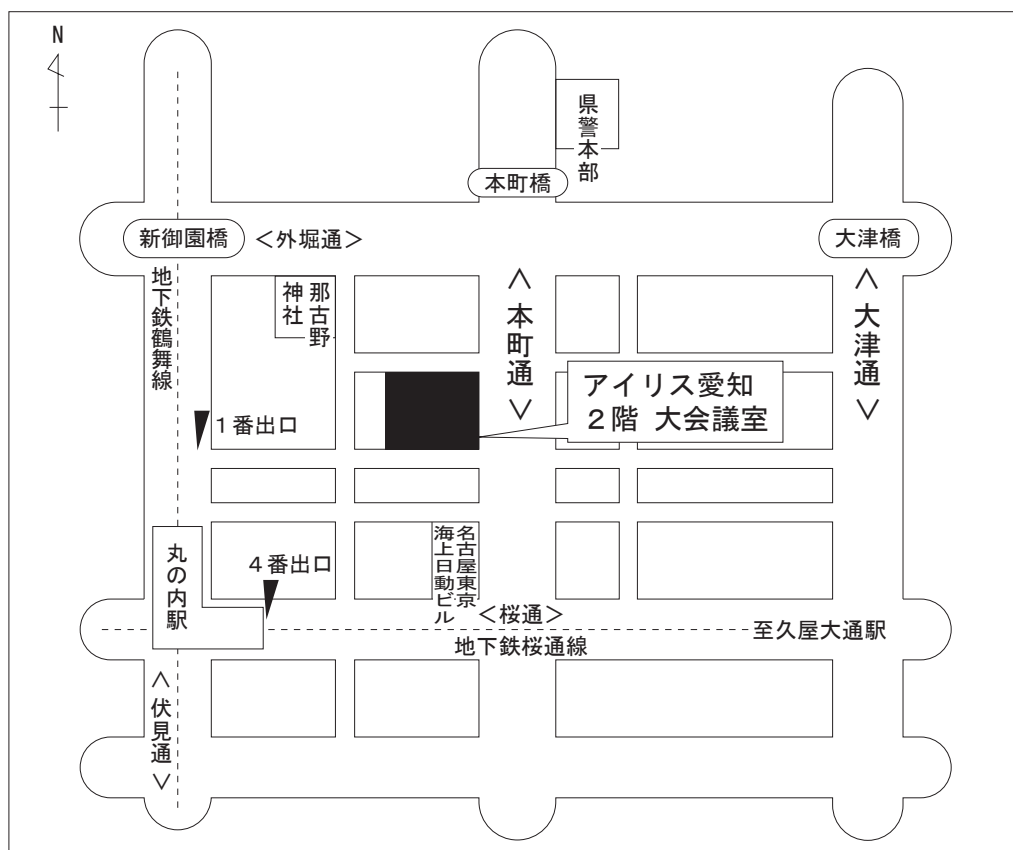
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	あつ み とし ひこ 渥 美 俊 彦 (昭和28年12月 1 日生)	昭和47年 4 月 東海興業株式会社に入社 昭和53年 3 月 オーディオ キャビン パコに入社 昭和58年12月 有限会社ヨシオカ建装に入社 平成17年 2 月 株式会社ヨシオカ建装 取締役就任 平成18年 5 月 株式会社ヨシオカ建装 代表取締役就任 平成19年 3 月 株式会社ヨシックスと株式会社ヨシオカ建装の合併後、建装事業部部長に就任 平成25年12月 当社建築店舗・設計デザイン事業部 シニアマネージャーに就任 (現任)	20,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 渥美俊彦氏を補欠監査役候補者とした理由は、当社での豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。
3. 渥美俊彦氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

株主総会会場ご案内図

- 会 場 名古屋市中区丸の内二丁目 5 番10号
アイリス愛知 2階 大会議室
TEL : 052-223-3751



●交通のご案内

地下鉄 鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩約8分

地下鉄 桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩約8分

会場の駐車台数には限りがございますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。